

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 3 年 8 月 2 7 日 (金) 午前 1 1 時 2 分～午前 1 2 時 6 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎 議 長 助川 忠弘 副議長 円谷 憲人 阿比留義顯 石井 昭一 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 中島 俊 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 浜田智香子
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (鬼沢 徹雄)

午前 11 時 2 分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ち、議長より挨拶がございます。

○議長 本日はお忙しい中、令和 3 年第 3 回定例会の日程等協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、本市は緊急事態宣言の対象とされており、依然として連日多くの新規感染者が報告される非常に厳しい状況となっております。今定例会も、6 月定例会に続き十分な感染症対策を講じた上での議会運営が求められるところでありますので、コロナ対策の基本方針を参考に、質疑並びに一般質問の運用等を含めた新型コロナウイルス対策に関連する各種事項、その他につきまして御協議をよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、申入れについてを議題といたします。

一般質問時間について、複数の議員より連名で申入れがありました。どなたか代表で説明をお願いいたします。どうぞ。

○渡部 昨日になりますけれども、私ども共産党もちろん 5 名含め、17 名の議員で一般質問時間を元の 60 分に戻すことを求めて、申入れをさせていただきました。6 月もこのような申入れをさせていただきましたけれども、先日の各派代表者会議の中でも、質問時間は実は決まらなかったんですね。各派ですから、当然意見を持ち寄って、その中である程度の方向性が出るかなと思いましたが、厳しい意見を言った会派の方もおりましたので、やはり今本当に議会が議論することが本当に求められているし、もちろん感染拡大の中ですので、十分な感染対策を取りながら、あと先日は柏市内の妊婦さんが病院に入れずに、結局自宅で出産し、お子さんが亡くなる大変痛ましい事件が起きてしまいました。これなども、議員のところにもいろんな問合せ、私自身もたくさんいただきましたし、議会は何をやっているのかというお叱りの声もいただきました。柏市にも、相当電話が行ったのではないかなと思いますけども、やはり今こそ本当に議会が様々な提案を行ったり、ただすべきところはただしていくという、そういう姿勢が求められていると思います。

それで、各派で決まらなかったということを受けて、やはりきちんと事前に意思を示しておく必要があると思ひまして、このような申入れをさせていただきました。この中では、一部の議会が通常どおりと書いてありますけれども、今千葉県内で恐らく時間短縮をしているのは柏、浦安、佐倉、松戸で、野田市は 10 分間の短縮していますが、それは持ち時間を 40 分から 30 分に減らしたということで、今までの議会とそ

んなに変わりはないということを聞いていますので、千葉県内でも柏市、やはり特殊なんですね。そうではなく、他市のように十分な時間を取って質疑やることが必要だし、県議会も通常どおりの運営をしています。できる限りの感染対策を取りながら、やはり質問を、例えばしたくない人とか時間短くていいという人もいるかもしれませんが、しっかりと議論したいという議員の一種権利みたいな、権利、それはきちんと保障していただきたいということで、連名での申入れをさせていただきましたので、質問時間はこれから決まるとは思いますけども、ぜひこういった申入れについても配慮いただき、決定していただければと思います。以上です。

○委員長 ただいま説明があった申入れについてはこの後の議題と関連しますので、そこで併せて協議をお願いいたします。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、令和3年度第3回定例会の議事運営についてを議題といたします。

初めに、質疑並びに一般質問の発言時間について事務局より説明を願います。

○議事課長 令和3年第3回定例会の質疑並びに一般質問の発言時間について御説明いたします。

資料3ページと4ページでございます。資料3ページは2月15日時点のもので、この当時の状況とは異なる部分もありますが、本日の協議を進めていただくに当たり、参考としてお示ししてあります。資料4ページは事務局シミュレーションとして、発言時間ごとに4つの案をお示しいたしました。このスケジュール案は、いずれもこれまでの新型コロナウイルス感染症対策を継続した上で、午後1時から午後5時までの定刻で行うことを前提として作成しております。質問者と質問者の間に5分間もしくは10分間の休憩を設けております。今回質問者数は22人となりましたので、上からまず1人当たりの持ち時間を30分にした場合には、質問初日から5日目は3時20分まで、最後の6日目は2時10分までとなります。

次に、1人当たりの持ち時間を40分にした場合には、初日から5日目は4時まで、最後の6日目は2時30分までとなります。

次に、1人当たりの持ち時間を50分とし、25分に1回休憩を挟んだ場合には、初日から5日目は5時まで、最後の6日目は2時55分までとなります。

次に、1人当たりの持ち時間を60分とした場合には、質問者数が18人までしか収まりませんので、質問者数の調整が必要になります。

質疑並びに一般質問の発言時間については以上です。

○委員長 それでは、質疑並びに一般質問の発言時間について、各会派の御意見を願います。

柏清風さん。

○後藤 まず、質問時間の前に、この基本方針を見ますと議員から新型コロナウイルス感染症が発生した、1名出たということで、今までのコロナの感染者数、市内の、これ人口で割ると、大体もう70人に1人ぐらいの状況になっている。大変このフェーズ

としては、4というよりも5に近いと思います。この中で、そうしますとこの議事内容のところに議案審議のみとすると5にはあります。4には、議案先議から一般質問に入るということが書いてあります。議案審議のみにするというのは、やはりちょっと議会のやり方としては、ちょっといささか問題があるかなと思いますので、議案先議という手法を取ったときに日程にどういう影響を及ぼすのか、それを事務局分かりますか、お示しいただければと思います。

○委員長 事務局、じゃ説明してください。

○事務局長 議案先議の場合には、まず最初に議案質疑を1日設けまして、その後すぐに委員会付託ということで2日間の委員会、そして事務整理日を挟みまして、採決を先にしてしまいます。その後、今度は一般質問のみということで、今一般質問6日間、議案質疑並びに一般質問で6日間取っておりますので、冒頭に議案質疑1日使いますので、一般質問としては5日間でやるという形になろうかと思えます。その場合には、最大でやる1人当たりの時間数については、先ほどの資料4ページの、ここで行きますと40分にして、なおかつ16時以降にもう一人やっていただくという形で5人ずつやって、何とか5日間で収めるという、そういうような日程になろうかと思えます。以上でございます。

○後藤 じゃ、いいですか、続けて。

○委員長 ちょっとお待ちください。

それでは、議案先議について各会派の御意見をお願いいたします。

柏清風さん。（「何やってんの」と呼ぶ者あり）いや、もう一回これについて皆さん方の意見を伺いたいと思います。（「ちょっと委員長いい」と呼ぶ者あり）はい。

○末永 各派の意見を聞くと言ったんだから、各派を聞いてからやればいいじゃないの。各派聞かないで、今、後藤君から出されたところを先行して議論していくの。違うでしょう。言ったのは、各派の意見をお聞きしますと言ったんだから、各派の意見を聞いた上で（「うちも申し訳ないですけど」と呼ぶ者あり）発言中。（「議案先議とは言っていませんよ」と呼ぶ者あり）きちんとそれをやった上で、先ほど後藤委員から言われたところについては審議をしたいと言えればいいんじゃないの。聞かないで、そこを先行して、そこから議論するの。それはおかしいでしょう。だから、きちんと議会運営としてきちんと各派の状況を聞くと言ったんだから、聞いてから議論すればいいことじゃないの。なぜそういうことしないの。

○委員長 いや、今そのような発言があり、また事務局から説明ありましたので、皆さんの意見を伺いたいと思いました。

それでは、末永委員の発言もありましたので、最初に戻りまして、今の清風さんの意見はひとまず置いておいて、じゃ次に公明党さん、お願いします。

○中島 私どもも、前回の議会運営委員会で申しましたように、この基本方針で見たときに、私どもは5と言いました。議長からもお話いただいて、4.5という間でも可能じゃないかという話をさせてもらいましたので、今、後藤委員が言ったような内容も含めて、私どもはその4から5の範囲が今の市中の柏市における現況ではないかと

いうところからの話が必要だというふうに思います。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 前の各派のときにも、議員に感染者が出て、議会がクラスターになり得る危険性が高い状況ではないかというような御意見ありましたが、市の職員の中にももちろん感染者が出ています。市役所の業務が今決して止まっているわけではありません。今議会がやはりどういう役割を果たすかって考えたときに、私たちはきちんと議論をして市民の声を届けて、きちんと行政に対しても要求すべきところは要求する、ただすべきところはただすという議会の役割を果たすことこそ、市民の本当に命を守る議会としての役割だと思います。

それで、元の 60 分に申入れのとおり、60 分に戻すべきだというふうに思っていますし、もし日数が足らなければ、質問時間の日数を増やす方向で考えていただきたいというふうに思います。または、4時半までということですので、これまでも議会が定刻を延びる場合もありました。定刻を延びるということも考えられると思います。午前中から始めるという日があっても、私はいいのではないかとこのように思っていますけれども、どうしても昼食を挟むのが嫌で、午後からでなければというもし御意見ならば、そうである改善というんでしょうか、すべきで、日数を私は 6 日で収まらない場合は、もう一日質問時間を増やして、60 分をぜひ保障していただきたいと思えます。

○委員長 次に、柏愛倶楽部さん。

○末永 この一般質問の時間についてという要請書あるように、60 分にさせていただきたい。議論をするために議会ってあるんだから、きちんと議論の時間は確保して、その中で中には早くやめる人もいるかもしれないけども、この時間を確保してかんかんがくがくに議論をする。議会、もしコロナが発生する云々といろいろ言いますよね。言ったら、議長さんとか議運さんはもうちょっと議論して、コロナの対策特別委員会みたいな設置をして、どうあるべきかということも本当はしなきゃいけませんよね、そういうことを議会は。議会は、正直言ってあまり情報をきちんと把握していないでしょう。しています。今何人発生して、自宅が何人で中等症が何人いて、どうなっている。あの赤ちゃんがなぜ死んだか、そのことについてはどうだったのかということ詳しく分かりませんよね。

また、ここで議員さんが、何かクラスターが発生するようなこと言っていますけど、この議員さんがどこ、いつ感染してどういう状況だったのかというのは、そこら辺は分からないでしょう、あまり。私は、前回の議運や過去の代表者会議で言いました。だから、それはそういうことをきちっと把握するんがやっぱり議会ですよ。議会で議論して、執行部ときちんと両輪の関係ですから、ちゃんとこの難局を乗り越えるという対策をしっかりとやるのが、私は、議会があるべき姿だと思うんですよ。だから、そういうことを全くしないで、何か通り一遍のことだけやっているんじゃない、これは駄目だと思いますよ。だから、きちんと議会で議論ができる、議論をしてなおかつ足りない部分については特別委員会つくって、そこで議論して執行部に提案すると

かいうことを、議会在きちつとしなかつたら駄目じゃないかと私は思います。ぜひそういうことでやっていただきたいと思います。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 みらい民主かしわでは、この要望書のとおり9月の定例会では一般質問、この時間は通常である60分に戻すことを前提に協議をすべきだという立場で今日は参加しております。以上です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 感染症対策をしっかりと行った上で、60分に戻すべきだと思います。以上です。

○委員長 それでは、先ほど議案先議という御提案もありましたけども、もう一度各会派の意見を伺いたいと思います。

柏清風さん。

○後藤 議案先議した場合に、日程が詰まるということでした。こういう方法も一つかなというふうに我々は考えています。そうした場合には、日程が詰まるということですから、質問時間は40分から50分というところではいかがかなというふうに思います。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 遡れば、なぜ時間が短縮になったかというところまで遡れば、当時なるべく3密も含めて議会に、そしてこの会場から、議場からも含めて感染者を出さないように徹底しましょう、皆さんで申し合わせて、少しでも短縮できるものは短縮して、そしてなるべく、例えば議案とかで支障を来さないような、議会に支障を来さないようなスタイルを、しっかりと私どもが自覚をしながら議会を進めていきたいと思います。その中で出たのが、この基本方針を含めて、例えば議案を先に審議しましょう、そしてまた時間割も編成しましょう、そして午前中はなるべくやめて、午後からの時間調整、議会への質問時間調整をしましょう、そしてなるべく委員会についても密を避けるために、1日1委員会をしていったらどうでしょうかという話が出た中で、今委員会室も大きく広げていただき、そしてその中で1日2回ですけども、2委員会ずつというふうな形が整ってきて今に至っているのが、私は今の現状だというふうに思います。

そう考えるならば、ここで見る60分という意見は、とてもじゃありませんけども、日にちをあえてまた延長させるということは、私は最初のスタートの本義からは外れることだというふうに感じます。そして、なるべく今回の、前回末永委員がおっしゃいましたけども、人数調整をすることも大事だというお話もされておりました。そして、その中で時間調整というのも考えていったらどうだというふうな話もあったというふうに思います。私はこのシミュレーションで見たときに、私どもは40というのが前回からずっと言い続けている時間の編成ですけども、百歩譲って例えば50分でも、この枠の中に、6日という枠の中に収まるのならば、午前中を使わずに、一つの検討材料としては判断できるかなというふうには思いますけども、やはり前回同様

の時間で考えたときには、40分というスタイルがベストだというふうに思っています。もっと言ったら、最初に冒頭言いましたけども、基本方針の5または4.5に近いのが現状だというのが前提で、今申しました。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 議案先議を決して否定するものではないんですけども、今の事務局の説明の中で、実はちょっとイメージができませんでした。それで、私たち議案並びに一般質問ということで、議案と一緒に質問をやっているわけですけども、議案だけを別に審議するというのは、かつてそういうふうなやり方を取っていたときがありますが、今は一緒に質問する中で今回うまくそれが機能するかなという、ちょっと心配を持っています。この対策基本方針決めましたけれども、これはもう絶対、この場合がこの数字だという科学的な根拠でやる、やっているものではないんですよ、数字的なもの。国のほうでもいろいろと基準が変わったり何だりしますけれども、私は基本はやはり議員の質問を最大限保障するという立場に立つべきだと思いますので、今議案先議でやるのかなと。これに照らせば、私は3という考え方ですけども、決して議案先議でやるべきだとはちょっと思いません。状況的には4の状況だと思いますけども、このとおりにしなければいけないということではないと思いますので、議案先議ではなく一般質問でやっていただきたいなと思います。仮に議案先議の場合には、今言ったような時間の流れをちょっともう一度文書というのかな、明確にちょっとしていただきたいなと思います。（「ちょっと補充」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○平野 この2月15日現在のこの対処方針は、先ほど説明があったように、状況が変わっているということも言われましたけれど、今末永委員も言いましたけれど、市内の感染状況という、あるいは医療の逼迫状況というのを考えたときに、数日前の人数ですけど、自宅療養の人が500人、入院調整中と調査中という人が400人、900人の人が自宅にいるわけですよ、医療が受けられない状態で。そういう状況がやはりこの首都圏中心に、あるいは今全国に広がっているわけですけど、政府の専門家会議でも、災害時対応が求められているんだと言っているわけね。市民が900人、1,000人という形で医療が受けられないで自宅にいるのに、議員だけ感染対策だと言って、そういう時間を短縮するとかいうことをやっていいのかということ、私たちはやはり議員も職員も災害時対応が求められているんだと思うんですよ。ですから、土曜、日曜、祝日も含めて議会を開くというふうなことだって、私はあっていいと思います。日にちを延ばして、追加して、そういう覚悟が今必要なんじゃないですか。

○委員長 はい、分かりました。

じゃ、次に柏愛倶楽部さん。

○末永 議案先議と言われたんで懐かしいなと思って、議案先議やっているのが分かっているのは誰だろうって、こうざっと周りを顔を見たんだけど、4期以上の人ぐらいしか分からないんじゃないかと思うんですよ。昔は議案を先やって、深夜までやっていたんですよ。12時過ぎると、延刻のあれしないといけないといって、大騒ぎ

してやっていたんですよ、12 時なんてざらだったんです。だから、私はほお、何でそういうことするのかなんて、分からんやつが提案しているけど、何なのかなって、どういふことをそれをイメージしているのかなと思ったんですね。

だから、私はなかなかいい意見が出されて、議論することは確かにいいことだから、私はそれでもいいと思うけど、それを具体的どういふことをイメージしているのか分からない。分からない人たちが提案して議論することはいいことないから、この時点では（「だから聞いたんだよ」と呼ぶ者あり）うるさいね、何を言っているの、発言中に。ある程度きちんと私は、今現行どおりやってきたんだから、この前各派代表者会議もやり、議会運営委員会もやってきたわけですよ。そういう一つのスケジュールで流れてきているんだから、これは1時間なら1時間、持ち時間で議案も、それから一般質問も課題を、自分たちの持っている課題も発言できるということで、1時間にすれば、私は何の問題ないと思うんですよ。それで粛々とやればね。それで1時から5時までで、これは当然そういうふうにしたんだから、私はコロナの状況で午前中しないで、職員の負担も軽減するために午後から5時までということで決めてきたんだから、それでやればいいと思うんですよ。

そこで、私は各者代表者会議のときに言いましたよね。だから、議長さんがある程度汗をかいて、いろんな各派を回って、いろんな話をすべきだと、それは。もしどうしてもというんなら、執行部等含めてあるんなら、そういう調整もやぶさかじゃないよと。だけど、議会は議論する場だから、裏で交渉したり裏で何か取引したりすることじゃないんだから、きちんと議論をして、それに基づいて法に照らしてどうなのかということをやるのが議会運営なわけですね。だから、そういうことをきちっと理解した上で、議会というのがあるんだということをごひしていただきたいんですよ。だから、今回私は60分でちゃんとやるべきだと。やって、それでどうしてもというところあれば、それは議長が汗を流すということがあっても、私はいんじゃないかと。先ほど中島君も言っていましたけど、そういうことはあるだろうと。

だけど、この時点は、先ほど平野君が言ったように、感染が爆発的にしているという状況、どういふ状況か分からないわけですよ。分かります、皆さん。今までは濃厚接触者って数字が出て、かかった人の数字にかかって、その数字だから、ああ、家族感染だとか分かったんだけど、今全く分からないですよ。分からないですよ。だから、そういう分からないふうにしてしまっているんじゃないかと、保健所がつかめない状況になっているんですよ。だから、ここはやっぱり議会で議論して、じゃ執行部、市が一丸と、市も一丸となって、あるいは議会も一丸となって、その対策をどうするかということも議論が必要なんですよ。そういうことを、議論を時間だとか日程だけで言うんじゃないかと、日程が足んないや延ばせばいいことなんですよ。全国では、あちこちで通年議会やっているところもいっぱいあるんですから、だからそういうことをきちっと議論していただきたいなと私は思います。以上です。

○委員長　みらい民主かしわさん。

○岡田　まず、議案先議については通常の運営に戻すということを提案しております

ので、議案先議ではないということで希望いたします。それから、先ほど 60 分ということで申しあげましたこと、少し付け加えさせていただきますと、これはあくまでも上限というか 60 分の限度内という意味でございまして、コロナ前でも、例えば 50 分で終える方ですとか、議員ですとか、45 分で終わりにする議員とかというのもしましたので、それは 60 分あくまでも上限ということで、そこは御自身の中でやっていくということを前提で、60 分と申しあげておりますということを付け加えさせていただきます。以上です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 現状で議案先議にすることは意味がないと思います。議案先議にするのには、議案の中でやはりクラスターが出てしまったりすると可決できないとか、そういった問題が議論されていたと思いますが、今はそのような状況にないので、通常のとおりでよいと思います。

○委員長 意見が一致しなかったので、議案先議は行わないこととしたいと思いません。

それでは、柏清風さんと公明党さん以外の方は時間 60 分という主張でございました。改めて柏清風さんと公明党さんに時間について伺いたいと思えますけれども、清風さん、いかがですか。

○後藤 さっきちょっと知らない人間が議案先議云々という発言がありましたので、ちょっとこれは会派としての意見ですから、私個人ではありません。それから、皆さんも議案先議について知識のない人が多くなっている現状がありますので、事務局に問いました。

また、この基本方針の中では 4、5 の中に、もう議案先議というのが入っていますよね。そういうことから、うちの会派としては提案した次第です。議案先議なくなりましたので、うちの会派としては 40 分の線でいきたいなと思えますけれども、収まることを考えれば、50 分までは許容できるかなというふうなところですよ。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 40 です。

○委員長 時間についても各会派の御意見をお伺いしました。そして、柏清風さんと公明党さんはできたら 40 分ということでした。他の日本共産党さんや柏愛倶楽部さん、みらい民主かしわさん、市民サイド・ネットさんは 60 分ということでございました。私のほうから申しあげていかがかと思えますけれども、今回の議会につきましては一般質問の発言時間は 1 人 50 分ということで、じゃいかがでしょうか。ちょっといろんな御意見がある中で（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○末永 その根拠は何ですか。その 10 分削ったという根拠。いや、今までは 60 分ですよ。60 分だから、その 50 分にした根拠というのは、委員長が言うのは、その根拠は何ですか。

○委員長 私は、今委員長で議事を進めていますから、皆さん方の各会派の御意見を伺って、50 分というところを申しあげたところです。清風さんも 40 分をお願いした

いけども、最大限 50 分まででしたら許容できるということでした。

○末永 いやいや、ちょっと聞きたいのは、その 50 分と言われたから、それは一回り聞いて、委員長としては 50 分にしたいけど、もう一回柏清風さんが 50 分、最大キャパが 50 分ですよと。40 分があれだけと。公明党さんは 40 分と言ったわけですね。だから、それで提案として、折衷案として 50 分って委員長が言ったから、その根拠は何ですかと聞いているんですよ。だから、その根拠をきちっと示してすれば、それは私は 60 分と言っているんだけど、その根拠を聞かないと分からないでしょう、それは根拠を。今聞いていてどうなのかというのをね。

○委員長 これは、40 分って主張された会派も、できる限り短い時間で会議を、40 分にしても 30 分にしても、質問の仕方をそれぞれ考えていただいて、ちょっと言葉は難しいけども、趣旨をまとめて質問されていけば、30 分でも 40 分でも質問は可能だということも伺っております。そういう中で、公明党さんと柏清風さんは、その時間、50 分という時間の中で質問していただいて、できるならば感染拡大するのを抑えていきたいということだと思います。

○末永 いや感染、10 分削ったら感染拡大を阻止できるんですか。私は、そういうこと聞いているんじゃないんですよ。60 分にしないというあれは何なのかと聞いている。それは、4 とか 5 とか言っているけど、それは 2 月の時点はそういうふうに決めたけど、変わりましたよね。1,000 万近くここも会場から何から変えて、それからネット、何て言うのこれ、自宅からもできますし、参加できますって、いろんなことしたわけですよ。だから、私はそういうことからいったら、環境が全く変わったわけですよ、大きくね。一番進んでいる隣の取手市なんか、もっと進んでいるらしいですけど、いろんな環境違って変わってきたんだから、やっぱり議論をしていくことが大切じゃないかと思うんですよ。

そのことによって、私は今の感染の、爆発的な感染のいろんなものが柏市においては防げることもかもしれないし、いい案も出るかもしれないし、体制が整うんじゃないかと思うんですよ。だから、議論をしっかりやるべきだと思うんですよ。だから、そういうところで何で減らさなきゃいけないのかって、それは。だから、委員長がこの折衷案を出して、根拠をきちっとこういうわけなんだと、あるいは議長も汗かいて、こういうわけだからといういろんなことがあれば、それは私はやぶさかじゃないと思っているんですよ、そういうこともあり得ることはあるから。だけど、唐突に 50 分と言われると、それは何なのかなと思うんですよ。

○委員長 分かりました。

○末永 そこをちゃんと言ってください。

○委員長 末永委員の発言はよく分かりました。ですけども、私は今委員長として議事を進めております。そういう中で、60 分というような主張もございました。また、40 分、50 分という意見もあったわけです。それらを踏まえて、50 分でいかがということをご提案しております。（「委員長、委員長、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい。

○古川 今の末永委員の御発言、本当にそのとおりでなと思うところがあります。ただ、確かに議会がこういうときに何もしていないじゃないかと言われてしまうという御意見もそのとおりでと思います。ただ、本会議とかいわゆる委員会とか、いわゆる執行部に対して発言をしていくというのも一つの議会の役割であると思いますが、やはりこういう形で、私議員同士もちゃんと情報を提供してもらおうという前提ですよ。の中で、やはりしていくということも大事ではないかというふうに思います。

ですから、すみません、全く思っていることを、すみません、いろいろ言っていますが、例えば質問時間を短縮する中で、先ほど平野委員から土曜でも日曜でも、職員も一丸となってというお話がありましたけど、私ちょっとそれはどうかなって正直思いますが、例えばオンラインを使って、ちょっと副市長とかには申し訳ないけど、出席してもらって、そこで議会として多少情報共有をして、我々の中で意見を話し合っ、それでしっかりと、いわゆる委員会とか本会議という形でなくて、議会としてしっかりとまとめていくという方向でもう少し、なるべくオンラインを活用してやるとか、それこそ土曜の夜でもいいわけですよ、オンラインであれば。ちょっと副市長とかには申し訳ないけど。そんな感じで、やはり議会が何やっているんだと言われるというのはそのとおりでと思いますけども、何かそんな感じはできないのかなって、ちょっと個人的には思いました。

○末永 委員長、いいですか。

だからこそ、彼も今言ったけど、私はコロナ感染対策特別委員会みたいなのが設けて、議長を中心として、議会としてこうあるべきだ、こうしようじゃないかというのをやっぱりしていくようなことも提案しなきゃいけないと思うんですよ。だから、発言を狭めるだけという話じゃなくて、我々議会としてどうすべきかということをやっぱり議論しないと、これ何にもならないんじゃないかと私は思いますよ。だから、そういうことを委員長も議長ときちんと調整した上で、各派に投げかけるとかいろんなことを、議論を十分していただきたいと思います。

○委員長 それでは、今議会につきましてはいろいろな御意見がございましたけども、質問時間 50 分ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 次に行きます。会期日程についてですが、前回の議会運営委員会で決定いただいたとおり、9月3日から9月24日までの22日間となりますので、御了承を願ひます。

○委員長 次に、議席について並びにその他の新型コロナウイルス感染防止策についてを議題といたします。

事務局より説明を願ひます。

○議事課長 資料6ページと7ページ、(3)の議席についてでございます。

まず、資料6ページは本定例会の議席表案になります。6月定例会と同様に議員間

の距離を保つため全席1席ずつ空けていただき、通常使用していない最後列を使用した上で、各会派ごとに席を割り振るものです。今回も議場に入られない議員さんは、第5・第6委員会室にてスクリーンで中継を放映しますので、そちらで御覧いただきたいと考えています。また、議場と委員会室のどちらに入られるかは各日ごとに前半後半に分け、ローテーションで交代していただくことを想定しています。

なお、ローテーションで行う場合は、質疑並びに一般質問中のローテーション案を事務局で作成させていただき、後ほど配付させていただきます。また、各日ごとに議席表を作成することを想定しておりますので、議場に入られる方を交代する場合は、お手数ですが事前に事務局に御連絡いただければと考えております。

資料7ページは、議場と委員会室の出席者数の人数割になります。議場に着席可能な24席を人数割合に応じて各会派に割り振り、入らなかった方の分は委員会室という形になっております。各会派ごとの人数については、6月定例会と変更はありません。

その他、採決についても前回同様に、採決の際は本来の議席に戻り、押しボタンで行っていただくことを想定しています。氏名標についても、引き続きネームプレートを使用したいと考えております。

続いて資料8ページ、(4)のその他の新型コロナウイルス感染防止策についてでございます。こちらの各項目は、令和2年第3回定例会から前回の令和3年第2回定例会までに実施した取組でございます。これらにつきましては、今回の9月定例会においても継続して取り組んでいただく予定ですが、新たに追加になった項目としまして、本会議の際の演台への水差しの提供を停止するとともに、農業委員等の新任の委員の議場での紹介については省略することを追加いたしました。また、質疑並びに一般質問の聞き取りについては極力対面によらず、質問の詳細が記載された書面の配付やズームを活用いただきますよう、改めてお願いをいたします。

請願については、引き続き庶務課長より御説明いたします。以上です。

○庶務課長 請願の受付について御説明いたします。

先日の各派代表者会議でも御説明させていただきましたが、今定例会においては事務局で請願書を預かり、各会派の控室の代表者の机の上に置かせていただきます。内容の確認につきましては、電話など対面を避ける形でお願いいたします。この内容については、既にホームページでお知らせしております。各会派におかれましては、請願者から御連絡等がありました場合にはその旨御説明をしていただくとともに、併せて招集日前の請願書の提出についても御一考いただけるよう、いま一度お話しいただければと思います。

なお、紹介議員になられる方は招集日の午後5時までに署名の上、提出をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 それでは、議席に（「ちょっと今質問があるんだけど、いい」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○末永 しばらく議運やっていないから、ちょっと分からないですけど、議席につい

て一旦本会議場に行って着席しなければ、出席とみなさないんですよ。そこはどうか。

○委員長　じゃ、どうぞ。

○議事課長　ローテーション表に従って着席していただければ、一回座るというのはなくても大丈夫だと考えております。

○末永　そんなこと言ってないの、よく聞いてよ。実は私のところの議員さんで、足を骨折しているんですよ。骨折しているもんだから、議場の段差があって、松葉杖でなかなか上がっていけない。そのために、下で、下だったらフラットなんで、松葉杖でエレベーターで行って、松葉杖で行きたいと。一回上に上がらないと駄目だということになると、規定はそういうようにしているかどうかちょっと分からないんだけど、しているのであれば、それ一回上がらなきゃいけませんよね。上がって、座らなきゃいけない。座って、その後に行かなきゃいけない。それは、介助が必要じゃないかなと私は思うんですよ、先般見る限りではね。だから、そうじゃなくて、いや下でも出席とみなすよと言われれば、ずっと下でいたいと本人も希望だったんです。だから、そこら辺どうなのかを聞きたいんです。前回までは、一たん一回座らないと認めないと言ったからね。

○事務局長　お答えいたします。

出席については、議場に着席したことをもって出席となりますので、その日一回も着席がない場合には欠席の扱いとなってしまいますので、その部分については御了解いただきたいと思います。以上です。

○委員長　それでは、議席について並びにその他の新型コロナウイルス感染症拡大防止策については、説明のとおりといたします。

○委員長　ここで、副市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

鬼沢副市長、どうぞ。

○副市長　発言の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

私からは、一般質問の聞き取りに関して1点ほどお願いがございます。私のほうはお願いなんですけども、今議会に限りまして、保健所に関わる一般質問に当たっての聞き取りにつきましては従来の方法ではなくて、あらかじめ書面等でいただく方法に変えていただけないかということのお願いでございます。御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大爆発によりまして、連日100人を超える新規感染者が発生しておりまして、日々保健所のほうではその対応に追われておりまして、これまでに比較にならないほど非常に深刻な今状況にあります。今職員応援も100人近く、これはワクチン接種も含めてなんですけども、100人近い職員を応援して、今総動員で懸命に今当たっているところでございます。私としては、できればこの非常事態何とか乗り切るためには、保健所業務、コロナ対応に専念させる環境をつくってあげたいなという思いでございますので、議員の皆様にはちょっと何かと御面倒、またお手数をおかけするかと思いますけども、そういった事情をお酌み取りいただきまして何とぞ御協

力、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、もう一点御報告をさせていただければと思います。先日議長のほうから、コロナ関係情報について必要な情報を提供いただきたいという要請いただきました。現在入院者数であったりとか自宅療養者、またホテルの療養者数の数等、適宜定期的に御提供できるようなことを今できるように調整を図っておりますので、今後議員の皆様に必要な情報を提供できるよう調整してまいりますので、何とぞひとつよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○委員長 ただいま執行部から依頼のあった一般質問の聞き取りについては、皆さん何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、執行部からの依頼につきましては、各議員において、ただいまの依頼について協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料 9 ページと 10 ページ、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。

なお、議案第 11 号から第 22 号までの決算関係 12 議案につきましては、先例により決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることになっております。決算審査特別委員会については、後ほど御協議願います。

また、議案第 7 号の訴えの提起につきましては、児童扶養手当返還金の支払いに関するものでありますが、財政部債権管理課が所管するため総務委員会へ付託いたします。以上です。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料 11 ページでございます。追加議案につきましては、人事案件 6 件が予定されております。この取扱いについてでございますが、提出された日の日程にのせ、提案説明の後、質疑を 3 問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、決算審査特別委員会についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料 12 ページでございます。令和 2 年度の柏市一般会計、特別会計並びに病院、水道及び下水道の各会計決算議案 12 件が提出される予定でございます。この決算議案を審査するに当たっては、先例では決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とし、審査することとなります。委員定数及び会派の割り振りについて

御協議いただければと存じます。以上です。

○委員長 では、委員定数は 12 人以内とし、決算審査特別委員会を設置するという
ことでいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、12 人以内で特別委員会を設置することといたします。

次に、会派比率について事務局より説明をお願いします。

○議事課長 各会派への割り振りにつきましては委員定数を 12 人といたしまして、
会派の構成比率を考慮して割り振りをいたしますと、柏清風さんが 4 人、公明党さん
3 人、日本共産党さん 2 人、柏愛倶楽部さん、みらい民主かしわさん、市民サイド・
ネットさんがそれぞれ 1 人で合計 12 人となります。以上です。

○委員長 では、委員数と会派割についていかがですか。よろしいですか。
〔「すみません」と呼ぶ者あり〕はい、どうぞ。

○中島 ちょっと確認なんですけど、前回までうちは 2 人だったんですけど、これ今
の説明で 3 人に増えたということですか。

○議事課長 会派割ということで、会派に所属されている議員さんの数が現状ではそ
ういう形で、1 人増えるという計算になっています。

○委員長 それでは、委員数は 12 人とし、柏清風さん 4 人、公明党さん 3 人、日本
共産党さん 2 人、柏愛倶楽部さん 1 人、みらい民主かしわさん 1 人、市民サイド・ネ
ットさん 1 人といたします。

これより選任届をお配りいたしますので、9 月 3 日午後 5 時までに事務局に提出し
てください。なお、オンライン出席されている会派につきましては、議会運営委員会
閉会後に事務局より選任届をお送りいたします。

なお、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任については、9 月 9 日木曜日の質
疑並びに一般質問に先立ち、議題といたします。また、同日の本会議終了後、正副委
員長の互選並びに審査スケジュールの調整のため委員会を開いていただくことになり
ますが、審査日程協議のたたき台について、事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料 13 ページでございます。審査日程協議のたたき台について御説明
をいたします。

委員長からお話がありましたとおり、例年 9 月定例会の質疑並びに一般質問初日
の散会後に開かれております決算審査特別委員会の初会合におきまして、日程を決定
いただいているところでございます。以前は日程案をその場で初めてお示ししており
ましたが、協議が円滑に進むよう、平成 26 年度からは初会合でお示しする日程のた
たき台をあらかじめ議会運営委員会で提示させていただいております。各会派から選
任される委員の方々にお伝えいただければと存じます。なお、具体的には委員会で日
程を御協議いただきますが、最終的に大幅に変わる可能性もありますので、その点御
了承いただければと存じます。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、常任委員会の所属変更についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 常任委員会の所属変更につきましては、資料 14 ページのとおり各会派から提出されました届出を基に、各常任委員会の新たな名簿を作成させました。あわせて、柏清風さん、公明党さんから議会広報委員の辞任、選任が提出されました。今回変更のありました委員名は、太字で記載しております。なお、常任委員会の委員について、これ以降は会派の異動等があった場合でも原則交代等はいませんので、御承知おきください。

詳細については事務局に説明いたさせます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○事務局長 ただいま議長からお話がありました各常任委員会等の新委員の指名につきましては、招集日 9 月 3 日の本会議開会前に議長が指名を行う予定ですので、その時点でこの名簿に記載の委員構成となります。また、委員の交代に伴い各常任委員会で委員長、副委員長が不在となった委員会においては、それぞれ互選のための委員会の開催をお願いいたします。以上でございます。

○委員長 常任委員会の所属変更について、議長、事務局の説明のとおり御承知おきを願います。

○委員長 次に、タブレット端末機の活用についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 ペーパーレス化に伴う 9 月定例会の運用について、資料 15 ページから 17 ページを御覧ください。

初めに、(1)、ペーパーレス化に伴う 9 月定例会の運用についてでございます。6 月 17 日の議会運営委員会において、紙資料を廃止し、データのみとするものと紙資料とデータの併用を継続するものについて御協議いただきました。9 月定例会から実際の運用が始まりますので、改めてお知らせさせていただきます。上の表、紙資料を廃止し、データのみとするものに記載されている議案集等については紙資料は廃止されますので、会議に出席される際は十分に充電の上、タブレット端末を御持参くださいますようお願いいたします。なお、議場では各議席にコンセントがございますので、充電器をお持ちいただければその場で充電も可能です。

なお、紙資料を廃止するものの例として陳情書及び先例集、議会関係例規集、意見書決議集を、紙資料とデータの併用を継続するものの例として定例会等会議録、委員会記録を追加しております。

次に、(2)、資料掲示等のデータ事前配付についてでございます。質疑並びに一般質問時の資料掲示等のデータについて、議員及び執行部のタブレット端末へサイドボックスを用いたデータによる事前配付を希望する場合の手順をお示しするものです。流れとしては、まず資料掲示の際に御提出いただいておりますプロジェクター等使用等申請書に事前データ配付についての欄を新設しますので、そちらに資料番号を記入

して御提出ください。また、配付を希望する部分のみのデータについても併せて提出をお願いいたします。申請書を頂きましたら、事務局から議長へ配付の可否について確認を行い、その結果を申請者の議員さんに御連絡いたします。議長の許可を得たものにつきましては、事務局がサイドボックスのフォルダーにデータを格納いたします。配付のタイミングとしましては、申請された議員さんの質疑並びに一般質問の開始10分前までに格納させていただきます。

なお、データの格納期間は該当の定例会の会期中のみとし、期間が終わりましたら削除させていただきます。サイドボックスの容量につきましては、資料要求のデータ提供開始や各種計画の格納等に伴い容量が不足しておりますので、現状の容量1ギガバイトに10ギガバイトを追加し、11ギガバイトに増量いたします。以上です。

○委員長 それでは、タブレット端末等の活用についてはいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、タブレット端末等の活用については説明のとおりといたします。

○委員長 次に、議会費の決算資料についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○庶務課長 それでは、令和2年度議会費決算につきまして資料19ページ、A3サイズの資料、議会費歳出決算総括表を基に説明させていただきます。

初めに、決算総体について申し上げます。予算現額が6億9,933万円に対しまして、支出総額が6億6,052万7,000円でございます。執行率は94.5%となっております。

次に、節別の状況を申し上げます。1節報酬から4節共済費までが人件費でございます。この1節から4節を合計いたしますと、資料には記載してございませんが、5億8,203万4,000円で、議会費全体の88.1%になります。決算額全体を見ますと、令和元年度に比べ500万円ほどの増額となりました。

主な理由といたしましては、タブレット端末導入等のペーパーレス化に関連した費用や新型コロナウイルス感染症対策に伴う費用等で約1,300万円増額。視察や研修を見合わせたことにより、未執行となった旅費や議会中継システム機器等賃貸借契約が終了し、映像配信システムを一本化したことにより、賃借料で約800万円減額となったことなどが挙げられます。特に執行率が低かったのは報償費、旅費、交際費です。これらの費目は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により友好姉妹都市交流事業が中止になったこと、常任委員会、議会運営委員会、その他の委員会の視察が実施されなかったこと、行事全般が中止となり、関連する交際費の支出が少なかったことが理由として挙げられます。

なお、議会費に対する監査委員の決算審査は、去る7月14日に受けております。

本日の資料は、議会運営委員会終了後、会派控室に配付させていただきます。御不明の点等がございましたら、議会事務局庶務課までお問い合わせください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、政務活動費のホームページ公開状況についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

○議事課長 資料 19 ページでございます。政務活動費の収支報告書等の公開につきましては、昨年度と同様 7 月 1 日より行政資料室に配架し、8 月 1 日より柏市オフィシャルウェブサイト内の市議会、政務活動費のページにおいて開始しております。

公開資料は、収支報告書及びその添付書類である領収書、視察報告書等、行政資料室配架物と同一でございます。その量ですが、A 4 紙片面で 2,364 枚分になります。公開に当たっては、市議会の広報紙 G i k a i - p l u s 8 月 1 日号に掲載し、周知を図りました。

なお、19 ページの下のほうにございますように、市のホームページの管理システムが令和 3 年 3 月から変更になったことにより、去年の 8 月 1 日からこちらの直前までの、2 年 8 月 1 日から今年の 2 月末までの集計で 500 件弱のアクセス件数となっております。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で御承知おきを願います。

○委員長 次に、その他についてを議題といたします。

議長より説明を願います。

○議長 このたび全国市議会議長会から、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提出の依頼がありました。内容は、コロナ禍への対応をはじめ地域の防災・減災、地域温暖化対策などの喫緊の課題への対応、医療介護などの社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策など増大する財政需要の財源確保のため、地方税制の充実を求めるものです。

議長としては、関東市議会議長会会長の大役を担う立場からも全会派からの賛同をいただきまして、柏市議会として意見書を関係省庁に提出したいと思っております。会派に持ち帰りまして、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。全国市議会議長会からの依頼文は資料 20 ページ、意見書案については資料 21 ページを御覧ください。

なお、意見書案に記載されている要望事項は、いずれもさきの 5 月に書面により開催されました関東市議会議長会定期総会や全国市議会議長会地方財政委員会において御了承をいただいておりますことを申し添えます。私からは以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 ここで、議長より御発言がございます。

どうぞ。

○議長 本日は慎重なる御審議をいただき、ありがとうございました。

これは、私が 6 月にも一度お話しした件でございます。6 月の定例会において再三確認をとっていたにもかかわらず、傍聴席での議員による質問時の資料配布を実施し

た議員がおりました。再度のお願いとなりますけれども、このような行動といったものは、特にこのコロナ禍でもございますので、慎んでいただくとともに、各会派におきましても再度議会の規律等を確認していただきたいと思っております。6月にも申しあげましたように、できる限り各議員の良識に従って、それを信じて行っていただいて、規則等に載せるということはできれば控えていきたいというのが思いでございますので、ただこれが今回もう3度目のお願いになります。これでもし守られないようなことがあれば、規則等への追加というのにも検討しなければならないと考えておりますので、そちらも御理解いただきまして、特に今回は秋には様々な選挙も控えている中で、自己のPRというものを疑われることも出てきますので、ぜひとも思い当たる議員におきましては注意をいただくようお願いいたします。私からは以上でございます。

○委員長 次回は、9月16日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 零時 6分閉会